

民意と選挙制度

吉田 徹

民意という言葉が多く使われるようになってきたのは、ここ二〇年ほどのことだろうか。各種データベースを検索してみると、新聞記事では八〇年代から（一九八六年に朝日新聞社は『民意四〇年の流れ』という世論調査史を発行している）、書籍では二一世紀に入ってからタイトルに用いられているものが多いようだ（二〇一七年に雑誌『アステイオン』が「権力としての民意」を特集している）。これらの媒体で主張されているように、背景には民意と呼ばれているものと既存の代表制民主主義が齟齬を来しているという意識があるのだろう。しかし、そもそも民意とは何なのか。それを考える手掛かりとなる選挙が最近二つあった。

ひとつは、六月と七月の二回に分けて行われたフランス下院選である。これに先立って、比例制で実施される欧州議会選で極右・国民連合（RN）が得票率三二％で首位に立ち、これを受けてマクロン大統領が解散権行使した結果だった。

フランス下院選は、小選挙区制二回投票制という選挙制度をとっている。第一回投票で過半数を得た候補者がいない場合、二・五％以上を得票した候補者全員が二回目の投票に進む。第一回投票でRNは得票率三〇％でや

はり首位となったが、与党連合と左派連合が候補者を一本化したため、この決選投票を経て、RN八八議席に対して左派連合が一四六議席と第一回投票とは真逆の結果となった。つまり、素の民意がそのまま多数派を得た結果とはならなかった。

もうひとつは、七月のイギリス総選挙だ。同選挙で、野党だった労働党は定数六五〇議席中四一一議席を獲得、一四年ぶりの政権交代を果たした。しかし同党の得票率は三四％、これは二〇二議席を得た前回の二〇一九年選挙に比して一・六％増に過ぎない。他方、その選挙で圧勝した保守党は得票率四三％で三五六議席を占めていた。このように得票率と議席の差が大きいのはイギリスが小選挙区一回投票制を採っており、対立候補より一票でも多く得た候補者が当選、民意を過剰に議席に転換する選挙制度だからだ。だから、この制度のもとでは、投票率で野党に負けても議席数で上回るという結果が出る場合もある。

例えば、一九七四年の総選挙では、保守党は労働党に対し得票率差〇・七％で勝利しながら、議席数では四議席差で敗北した。このように民意が増幅されて転換される場合、多数派の民意はどこにあると言えるのだろうか。

ちなみに、世界の注目を一手に集めるアメリカ大統領選だが、二〇一六年の選挙ではトランプ候補に対して民主党クリントンが一般有権者の票を二〇〇万以上多く獲得したことはよく知られている。それでもトランプが勝ったのは、各州で異なる数の選挙人の総数で当選が決まるからだ。有権者の数そのものではなく、選挙人を多く抱える州で過半数を取れば勝利できる仕組みである。ならばトランプは民意を反映しているといえるのか。

このように、民意が議会でどう反映されるかは、これを変換する選挙制度次第ということになる。提唱されるように、AIに民意の反映を任せたとしても、どのようなアルゴリズムが書き込まれるかによって変わるから、根本は変わらない。

一九九四年の政治改革から三〇年が経って、日本では選挙制度をめぐる議論が再燃している。現行の小選挙区比例代表並立制に欠陥があることは論を待たない。重複立候補は有権者から見れば不自然な仕組みだし、比例部分が残ったために野党は乱立し、強固な地盤を持つ議員は落選させにくい。

民主主義である限り、民意が反映されなければならぬのは当然のことだ。それとて、どのような民意が反映されるのか、あるいはどのような民意を表現したいのかは、実は選挙制度次第だということを忘れてはならない。ならば、我々はそのような民意の誕生を望むのか。選挙制度の議論はそうした意識なしに進めてはならない。

△よしだ とおる・同志社大学政策学部教授▽